

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン

上越教育大学附属小学校

【基本方針】 学校では次の4つを基本方針として、全職員が共通理解して取り組む。

○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級、学年との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

<三つの密>

- ・密閉 (換気の悪い空間にいる)
- ・密集 (手の届く距離に多くの人がいる)
- ・密接 (近距離での会話や発声がある)

○子どもたちの様子をよく「みる」

感染への不安、外出や思い切り活動ができないストレス、生活習慣の乱れなど、子どもたちをよく「みる」ことを大切にする。

○学校生活への意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」という意識付けをする。

○学習内容の確実な実施

I 感染症対策

1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者（疑いを含む）、医療従事者、外国にルーツをもつ児童やその家族等に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・新型コロナウイルスに関する正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を伝えるなどの指導を全学級で行い、感染した児童の心のケアを図ると共に、偏見や差別、感染者や濃厚接触者捜し、いじめが生じないよう適切な指導をする。

2 学校における感染症対策

文部科学省の『学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」(2022.4.1 Ver.8)』及び『新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン(令和4年4月1日時点)』や、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針(上越教育大学危機管理対策本部 2022.1.19 改定)」等を基に、子どもの命と健康を守る対策を行っていく。

① 家庭での健康観察

- ア 毎朝、保護者が登校前に検温と健康観察の結果を「健康記録カード」に記入、もしくは「健康観察アプリ」に入力する。(9月12日以降は「健康観察アプリ」へ移行する)
- イ 発熱(37℃以上を目安、ただし個人差あり)や咳、のどの痛み、倦怠感など普段と体調が少しでも異なる場合には、登校を控え、自宅で休養する。
- ウ 児童本人のみならず、同居の家族に、イに示す症状がある場合も登校を控える。
- エ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、無理せず登校を控える。保護者の申し出があれば、出席停止扱いとする。
- オ 学級閉鎖中にオンライン学習を受けた場合、「オンラインを活用とした特例の授業●

●日」という表記で、通知表や指導要録に記録する場合がある。

カ 同居家族が濃厚接触者に特定された場合、家族全員に風邪症状等がなく、体調に異変がない場合は、登校してもよい。ただし、保護者の判断で登校を自粛する場合は、出席停止扱いとする。

② 学校での健康観察

ア 登校前に検温できなかった児童は、教室に入る前に検温し、異常のないことを確認後、教室へ入る。

イ 欠席連絡を受けた場合、児童の症状等を丁寧に聞き取り、確実に該当学級担任に伝える。学級担任は健康観察簿に必要事項を記載する。

ウ 朝の会の健康観察を入念に行う。

エ 担任は児童の健康状態を「健康記録カード」または「健康観察アプリ」、及び健康観察で確認し、必要に応じて養護教諭（不在時は管理職）に知らせる。

オ 授業者は常時児童の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な児童には、積極的に声を掛け、早期発見に努める。

カ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、保護者に連絡の上、早退し休養させる。

(2) 感染症対策の徹底

① マスクの着用

・校舎内では原則マスクを着用する。ただし、授業や休み時間等の「運動中」は、感染対策を講じた上で原則マスクを外す。特に屋外における活動では、熱中症予防のためにマスクを状況に応じて外すように声かけをする。屋内においても、個人で行う読書や調べたり考えたりする学習の場合は、マスクを着用する必要はない。その他、教員の指示によりマスクを外す場合もあるが、いつでも着用できるように、ポケット等に常時携帯することとする。

・マスクの種類は問わない。

・マスク着用による体調の異変を感じた場合は、マスクを外すことも可とする。ただし、長期に及ぶ場合（日常的な場合）は、個別に相談・対応することとする。

② 手洗いや咳エチケットの徹底

・休み時間の後は手を洗う。みんなが使用する遊具やボール等は、特に念入りに洗う。

・清潔なハンカチを携帯する。

・咳やくしゃみをする時は咳エチケットを守る。マスクをしていない時は、口や鼻を覆う。

③ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

(3) 感染症対策の留意点

子どもたちと、3つの合言葉を徹底しながら感染対策を行う。

3つの

合言葉

○もくもく（給食の黙食，清掃の黙働）

○ごしごし（手洗い，うがい）

○ディスタンス（1 m以上の距離）

① 教室、職員室等の換気の徹底[密閉対策]

ア 教室内は、気温や必要に応じてクーラーを使用し、熱中症予防に心掛ける。冷房使用時も、換気できるように窓を常時少し開けておく。換気扇や扇風機がある場合は、積極的に使用して換気や空気の循環を促す。

イ 休み時間には、窓や出入り口を広く開け換気する。

ウ 教室・OS内では、状況に応じて加湿器を使用し、適切な湿度を保つ。（冬期）

② 児童同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。

イ グループ活動では、向かい合って大声を出さない、マスクの着用、換気の徹底、近距離や接触を避けるなどの十分な感染対策を講じて短時間（10分以内）で行う。

③ 手洗いの徹底

ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。

・遊びや教室外での活動から教室へ戻る時には、必ずうがい、手洗いを行うようにする。

・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、実習・実技等は特に入念に手洗いをを行う。

イ 状況に応じて手をアルコール消毒する。

④ 校内の消毒

ア 教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童がふれる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、定期的に消毒する。

イ 消毒作業は教職員で行い、児童には行わせない。

⑤ 教具・用具の使用

ア できる限り教具・用具の共有は避ける。児童同士の教材・教具の貸し借りはしない。

イ 共有した場合は、授業後必ず手を洗う。

ウ 共有しなければならない教具・用具は適宜消毒液で清拭する。

⑥ 清掃時の留意点

ア 縦割り班清掃を基本とするが、感染拡大状況によっては、学年・学級別の清掃とする。

イ 原則、マスクを着用して「黙働清掃」とする。しかし、熱中症の危険性が高い場合や気温が高い場合などは、マスクを外して清掃する。

ウ なるべく距離（1m以上）を保ちながら清掃するよう指導する。

エ 窓を開けて清掃する。

オ 終了後は必ず石けんで手を洗う。

⑦ 登下校時の留意点

ア ソーシャルディスタンス（目安2m以上）が取れる場合は、マスクを外してもよい。

ただし、公共交通機関利用時（電車・バスの車内や駅構内）においてソーシャルディスタンスが取れない場合は、マスクを着用するようにする。

イ 玄関口や遊具のある場所にとどまらず、速やかに教室に行ったり、下校したりする。

ウ 帰りの会后、速やかに教室を出て、下校する。ただし、特別な事情により16:00まで在校する場合（放課後PC待ち）は、許可制とする。

⑧ 給食時の留意事項

ア 配膳前の手洗いを徹底する。

イ 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。

ウ 量を減らしたり、おかわりしたりする配膳は、職員が手袋を着用して行う。

エ 「いただきます」まではマスクを外さない。

オ 対面給食をせず、「黙食」とする。

カ 給食時の放送は、児童の会話や発声を誘うような内容は慎む。

キ 給食当番は、使い捨て手袋を使用して配膳する。（使い捨て手袋は学校で用意）

ク 給食当番用として、抗菌加工エプロンを一人1着の専用利用（1年間）とする。給食当番や調理実習用として、また、地域の感染状況によっては、給食当番以外の児童もエプロンを着用して給食を食べる場合もある。使用後は、家で洗濯しアイロンをかけ、学校で衛生的に保管する。

(4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

①教職員各自で行う予防・発生時対策

ア 出勤前に検温し、児童と同様「健康記録カード」に記入し、養護教諭に提出する。

イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。

ウ 勤務中は、授業中でも職員室でもマスクを使用する。ただし、飛沫を防ぐことができる場合や、児童同様に熱中症対策として、マスクを外すことができる。

エ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。

オ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

ア 全員で換気を徹底する。

イ 教室では、教員と児童間の机をできるだけ離す。

ウ 会議等の中止や短縮、オンライン化、業務場所の分散に取り組む。対面での会議等でも、「三密」の重なる場所を避け、近距離（1m以内）での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。

3 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

① 児童の感染が判明した場合

② 児童が感染者の濃厚接触者に特定され、自宅休養する場合

③ 児童等に発熱等の風邪の症状が見られる場合

④ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合

（同居家族に濃厚接触者がいる場合も含む）

⑤ 児童が、緊急事態宣言が発出された地域（特定警戒都道府県）を往来したとの報告を受け、学校が登校自粛を促し、それに応じる場合

(2) 「療養解除届（附属小ホームページからダウンロード）」の提出について

・陽性となった児童の自宅療養の解除に伴い、保護者が用紙に記入し、学校に提出する。

(3) 発生報告について

児童の感染が確認されたり、児童が濃厚接触者に特定されたりした場合は、附属小（職員室 523-3610 もしくは事務室 522-6956）に報告する。

*休日・夜間は、大学の警備室（521-3300）に連絡する。

4 自宅休養, 学校休業等の基準

(1) 当該児童・教職員について

	症状あり (※1)	濃厚接触者に特定	感染が判明
児童	自宅で休養	原則, 5日間登校せず6日目に解除 ただし, 2日間にわたる検査を組み合わせることで, 3日目に解除可能 (※2)	治癒するまで登校しない。 (※3)
教職員	自宅で休養	2日間にわたる検査を組み合わせることで, 3日目に解除可能 (※2)	治癒するまで出勤しない。 (※3)

(2) 臨時休業等について

	児童等に症状あり (※1)	児童等が濃厚接触者に特定	児童等に感染が判明
附属小学校	休業しない	休業しない	全部又は一部の臨時休業 (※4)
放課後児童クラブ	休業しない	休業しない	上越市教育委員会の判断による。

※1 : 発熱をはじめ, 咳, のどの痛み, 倦怠感などのかぜの症状。

※2 : 待機期間の5日を待たずに, 2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合, 3日目に待機を解除することができる。ただし, 7日間を経過するまでは検温など健康状態の確認等が必要。抗原定性検査キットは, 自費で購入。

※3 : 有症状患者・・・発症日から7日間経過し, かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可。
無症状患者・・・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可。加えて, 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には, 6日目に解除可。

※4 : 学校医と相談し, 感染者の学校における活動状況等を踏まえ, 臨時休業の要否, 範囲, 期間を判断する。あわせて, 濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに, 必要に応じて校舎の消毒等を実施する。(臨時休業を行った場合) 学校医等の意見を踏まえ, 学校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には, 学校を適宜再開する。

II 教育活動

★現在, 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針」において, 「レベル1」の活動制限となっている。これを受け, 以下のとおりとする。

1 当面の行事等について

- (1) 8月30日(火)～9月16日(金) 清掃活動 … 学級単位で教室を中心に実施。
- (2) 8月29日(月)～9月16日(金) 教育実習 … 感染対策を講じた上で実施。
- (3) 9月15日(木) ふれあいデー (ポプライベント) … 感染対策を講じた上で実施。
- (4) 9月26日(月) PTA第2回運営委員会 … 書面審議とする。
- (5) 10月 5日(水) 上越市親善陸上大会 (午前のみ) … 6年生一部選手参加
- (6) 10月16日(日) 休日参観 (午前) … 1, 2組分散型での実施。(詳細後日配付)

2 学習について

- (1) 校外学習（バス利用も含む）については、十分な感染対策を講じた上で行う。
- (2) 校外からのゲストティーチャーやボランティア等との活動は、十分な感染対策を講じた上で行う。
- (3) 児童が長時間、近距離で対面となるグループワーク、近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わない。
- (4) 学級・学年閉鎖、臨時休校等においては、オンラインによる学習機会を設定する。

<いきいきタイム>

- ・十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じた上で、マスクを着用して歌唱をする。
- ・ダンスの際は、マスクを外してよい。

<実践体育科>

- ・学級ごとの実施を基本とする。
- ・運動中は、感染対策を講じた上で原則マスクを外す。*熱中症に十分注意する。ただし、グループでの作戦会議等、子ども同士が近くで会話をする場合は、マスクを着用する。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったりする運動は行わない。
- ・可能な限り、身体接触するような活動は行わない。
- ・活動後は、うがい、手洗いをを行うようにする。

<実践音楽科>

- ・歌唱する場合は、十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じた上で、マスク着用を原則として行う。
- ・十分に感染対策（児童間の距離や換気）を講じながら、短時間でのリコーダーや鍵盤ハーモニカ指導を行う。近距離では行わない。
- ・活動前に音楽室の前で密集する時間ができないように行動する。

<実践家庭科・創造活動>

- ・調理実習及び調理実習を伴う飲食については、十分な感染対策と管理職の許可の下に行う。

<休み時間の遊びについて>

- ・三密を避けるため、体育館や多目的ホールの使用を学年ごととして割り当てる（スポーツプロジェクトの計画による）。

3 保健室の利用について

多数の利用者、異学年の接触による感染拡大を防止するため、学級で対応できる場合（擦り傷や検温）は、担任が対応する。休み時間も緊急性のない来室は避ける。

4 子どもをよく「みる」

- ★行動の変化を「みる」
 - ★からだの反応を「みる」
 - ★以前と異なる表情や会話の変化を「みる」
- } ・たよりを通じて家庭と共有
} ・関係機関との連携、スクールカウンセラーの活用
} ・できること、得意なことに着目した授業やみとり
} ・複数の職員でよく観察する、情報共有する

○環境の変化により、不安や緊張から不応や自死、非行等へのリスクが高まる可能性がある。

○児童や家族、地域などで感染者や濃厚接触者（疑い含む）が出た場合、差別的な言動、感染者探しや感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族への誹謗中傷は現に慎むよう学校と家庭で指導する。また、感染者外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮を行う。差別や偏見など児童の様子を見逃さず、毅然とした態度で指導する。